

地域枠の離脱と三重県医師修学資金の取扱い

令和6年度入学者用

		医師修学資金	
		返還免除となる事由	返還となる事由
地域枠 制度	義務履行	<p>【条例第2条】</p> <p>県内臨床研修およびキャリア形成プログラムに基づいて県内勤務を合算して9年間行う場合（全額免除とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内臨床研修：2年間 ・臨床研修後：7年間（キャリア形成プログラムのコースに基づく）※ <p>※「三重大学医学部附属病院専門研修コース」を選択する。</p> <p>※7年間のうち医師少数区域および医師少数スポットでの勤務期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域枠A：1年以上 ・地域枠B：2年以上（原則推薦地域で勤務） ・三重県地域医療枠：1年以上 <p>※地域枠Bについては、臨床研修後、指定する診療科（内科、外科、救急科、総合診療科）の医師として勤務する。</p> <p>（推薦地域での勤務において、選択した診療科の指導医がない場合は、指導医がいる診療科で勤務する。）</p> <p>詳細は三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムを参照のこと。</p>	
	同意離脱 (離脱が認められるもの)	<p>【条例第3条】</p> <p>①死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由のため医師業務に従事できない場合（全額又は一部の返還免除を行うことができる）</p>	<p>②大学を退学する場合</p> <p>③国家試験不合格により医師免許の取得をあきらめる場合</p> <p>④医師免許の取消又は医師免許を返納する場合</p>
	義務 不履行		<p>【卒後】</p> <p>⑤県外の医療機関等で勤務する場合、または県内であっても指定する医療機関等以外で勤務する場合</p> <p>⑥医師少数区域および医師少数スポットで一定期間※の勤務を行わない場合 ※従事要件に定める期間</p> <p>⑦勤務年数や年間勤務日数が不足する場合（9年間／年200日）</p> <p>⑧臨床医として従事しない場合（全ての地域枠）、または保健所等の機関における業務に従事しない場合（地域枠Bを除く）</p> <p>⑨地域枠Bについて、臨床研修後に医師として勤務する際、指定する診療科以外を選択する場合</p> <p>【学生時】</p> <p>⑩修学資金の貸与を辞退する場合</p> <p>⑪性行不良等により県が貸与を取り消す場合など</p>
	不同意離脱 (離脱が認められないもの)		

※ 勤務の中斷が認められる場合を除く。

※ 地域枠卒業生は、県外の臨床研修・専門研修を受けることができません。